

I. 事実の概要¹

CはXから、友人Aから許可され使用していたA名義のクレジットカードを担保として交付した。それによりXは同カードの使用を名義人Aが許可し、Aにおいてその決済がなされるものと誤信するに至った。しかし、AとXは面識が無く、AはC以外のものが同カードを使用することを許可する意思はなかった。またCは同カードを利用した際は、利用代金をAに手渡し、または指定口座に振り込むなどして支払っていたが、Xはこの事実を知らされていなかった。そしてXは同カードを引き渡されてから2日後に、同カードの加盟店であるガソリンスタンドBの従業員Yに対して、A本人になりすまし、カードの利用料金を払う意思がないにもかかわらず、この意思があるかのごとく装い、同カードを提示して給油を申し込んだ。それにより、YはXをAと誤信してガソリンを給油した。

なお、B店の規則では名義人以外の者が使用した場合にはクレジットカードによる生産に応じないこととされており、加盟店規約上、B店にはカードの利用者が本人であることを善良者の注意を持って確認することが定められていた。また同カードには会員規則として、名義人本人のみの使用が認められていること、他人に譲渡、貸与、質入れ等をしてはならないことが定められていた。

II. 問題の所在

Xはクレジットカードの使用を名義人Aから許可されAにおいてその決済がなされるものと誤信し、同カードを利用している。このように、XがYに対しクレジットカードの名義人であることを装う行為は詐欺行為に当たるか。

III. 学説の状況

甲説：消極説²

単に名義を借りるだけでは詐欺罪にいう欺く行為に該当しないという説。

乙説：積極説³

名義を借りるだけで詐欺行為に該当し、カード名義人からカードの使用権限があたられているか否かは問わないとする説。

丙説：中間説⁴

原則として、名義を偽るだけで詐欺行為に該当するが、カードの名義人の配偶者などの近親者であって本人と同視しうる者が使用する場合には、詐欺罪には該当しないとする説。

¹最高裁第2小法廷平成16年2月9日決定

²法学教室 No.297 (有斐閣,2004年) 93頁

³法学教室 No.297 (有斐閣,2004年) 94頁

⁴法学教室 No.297 (有斐閣,2004年) 93頁

IV.判例

〈事実の概要〉⁵

被告人が KA 名義のクレジットカードを利用して、商品購入名下に洗濯機を騙取しようと企て、同店店員 TM に対して、右カードを提示して、自己が同カードを使用する正当な権限を有する者でないのに、同カードによる所定の方法で確実に代金の支払いをするように装って、原判示の各洗濯機の購入方を申し込み、同人をしてその旨誤信させ、原判示の各日時に運送業者を介して原判示の各場所へこれを送付させてそれぞれ騙取した。

〈判旨〉

「クレジットカード制度は、カード名義人（カード会員）に対する個別的な信用を基礎に一定限度内の信用を供与の商品の購入という通常的な取引に関しその本人に対して信用を与えていると解され、このことは本件における会員規約で、名義人以外の者のカードの使用が禁止され、また加盟店規約では、加盟店がカード名義人以外の者に販売してはならないことを前提として」いる。したがって、「カード使用者がカードを利用する正当な権限を有するカード名義人本人であるかどうかクレジットカード制度の極めて重要な要素であることは明らかで、カード名義人を偽り自己がカード使用の正当な権限を有するかのよう装う行為はまさに欺罔行為そのもの」である。

V.学説の検討

1. 検察側は以下の理由により甲説を採用しない。

本説によれば、クレジットカードの使用権限を与えられていない場合に限り詐欺罪が成立するとする。この見解は、確かにクレジットカード会員規約は、名義人本人以外のカードの使用を認めていないが、会員すなわち名義人自身が他人にそのカードを交付し、使用を承諾しているのであれば、それは最終的に経済的負担を負う者の同意であるから、詐欺罪には当たらないとするものである。

本説はカード会員がカードの使用を許諾し、カード会社に対して代金支払義務を負担することに同意していた場合、カードの使用権限を認める。しかし、クレジットカードの貸借の許容という、クレジットカード制度の仕組み・趣旨に真っ向から反する事態・結果を是認するかのような解釈を正面からとることはためらいがある。したがって、甲説を採用しない。

2. 検察側は以下の理由により、乙説を採用しない。

この見解は、クレジットカード制度は、カード名義人本人に対する個人的な信用を供与することが根幹となっているのであるから、カードの使用者がカードを利用する正当な権

⁵東京高裁平成3年12月26日判決

限を有するカード名義人本人であるかどうかクレジットカード制度のきわめて重要な要素であるからとするものである。

自己名義のクレジットカードの不正使用事例に関する裁判例におけるように、加盟店に対する詐欺罪の成否を問題とする場合、名義人以外の者によるカード使用事例において、加盟店に対するカード会社の立替払がなされたとしても、厳密にいえば、詐欺罪は成立することになる。しかし、それでは、妻が夫のカードを使用し、夫が代金相当額を現実に決済したような場合にまで詐欺罪の成立を肯定する事になりかねず、行き過ぎの感を否めない。したがって、乙説を採用しない。

3. 検察側は以下の理由により丙説を採用する。

この見解は、積極説に依りつつ、我が国におけるクレジットカード取引の実態に着目し、例えば夫が自己名義のクレジットカードを配偶者などの家族に貸与して使用を認めることがときおり見受けられ、加盟店においても、このような場合にカード名義人と使用者とは同一家計に属し、経済的には本人による使用と同視しうるとして、性別が異なるなどを理由としてカード取扱いを拒む扱いはしていないことなどを理由とするものであり、妥当である。したがって丙説を採用する。

VI. 本問の検討

1. 本件クレジットカードの名義人 A 本人に成りすまし、正当な利用権限がないのにこれがあるように装い、B 店従業員 Y に対して本件カードを提示してガソリンの給油を受けた X の行為につき、B 店に対する詐欺罪（246 条 1 項）が成立するか。

2.(1) 本件カードの名義を偽り、提示した行為は処分行為に向けられた欺罔行為といえるか。この点、検察側は丙説を採用する。すなわち、原則として、名義を偽ることだけで欺罔行為に該当する。

本件では、X はガソリンの給油を受けるため、カードの名義を偽っている。また、X と A は配偶者・近親者といった関係にない。したがって、X はカード名義人 A と同視しうる者でなく、X の名義冒用行為は処分行為に向けられた欺罔行為に該当する。

(2) そして、冒用したクレジットカードを使用した X の行為を Y が知っていたら、Y はガソリンを給油しなかったことから錯誤があり、かつ錯誤に基づきガソリンを給油したので、処分行為も認められる。

(3) もっとも、加盟店 B はガソリンの代金額についてクレジットカード会社から立替払いを受けることができるから、財産上の損害があったといえるか。

そもそも、詐欺罪は個別財産に対する罪であることから、個別財産の喪失それ自体が財産上の損害に該当すると考える。

したがって、B 店はガソリンを X に対して交付しているから、喪失したといえ財産上の損害が

認められる。

3. もっとも、Xは名義人Aがカードの使用を許可していると誤信していることから、事実の錯誤として故意が阻却されないか。問題になるも、学説の検討2にあるようにクレジットカード制度は、カードの使用者がカードを利用する正当な権限を有するカード名義人本人であるかどうか重要な要素であり、名義人本人が使用を許可したとしても詐欺罪の成否に影響しない。したがって、事実の錯誤として故意は阻却されない。
4. また、XとAは何ら面識がないことから、カード名義人の配偶者等の近親者であって、本人と同視しうる者でないから、違法性も阻却されない。
5. 以上より、Xの上記行為につきB店に対する詐欺罪（246条1項）が成立する。

VII.結論

Xは詐欺罪（246条1項）の罪責を負う。

以上